

評価必須項目	凡例	
評価必須項目	工事により対象となる項目	該当すれば評価する項目
評価必須項目		

評価項目	細目	監督員	評価対象項目	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	評価必須項目	1 建設業法に基づいた施工体制がなされていた。	
		評価必須項目	2 工事規模に応じた人員、機械配備がなされ施工している。	
		評価必須項目	3 工事現場における施工体制について指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	
		工事により対象となる項目	4 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体系図等で確認できる。	
		工事により対象となる項目	5 工事カルテの登録は監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。	
		工事により対象となる項目	6 建退共制度の主旨を下請け業者に説明し、又適切に配布されているか確認できる。(元請・下請含めて)	
		工事により対象となる項目	7 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ現場と一致している。	
		担当課による 加点評価項目	工事により対象となる項目	8 その他()
			工事により対象となる項目	9 その他()
			工事により対象となる項目	10 その他()
			工事により対象となる項目	11 その他()
			工事により対象となる項目	12 その他()
		該当すれば評価する項目	13 施工体制が不備であったり、監督員から再三改善指示を行った。	
	該当項目合計	0 a	
	評価対象項目	0	該当項目が80%以上 b 施工体制が適切である。	
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない	
	評 定	c	該当項目が60%未満 d 施工体制がやや不備である	
	評 点	0	e 施工体制が不備である	
	●「13」の項目に該当すればeとする			
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	評価必須項目		1 現場代理人として、工事全体の把握ができています。
				2 現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。
				3 工事関係書類、資料が整理されている。
				4 関係官公庁等の諸手続きについて、期限内に適切に処理されている。
				5 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている
			工事により対象となる項目	6 下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。
			工事により対象となる項目	7 施工等に伴う創意工夫または提案により、品質、出来形、出来栄への向上に努めている。
			工事により対象となる項目	8 主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。
工事により対象となる項目			9 監理技術者証、監理技術者講習修了証を携帯している。	
工事により対象となる項目			10 専門技術者を選任、配置している。	
担当課による 加点評価項目		工事により対象となる項目	11 その他()	
		工事により対象となる項目	12 その他()	
		工事により対象となる項目	13 その他()	
		工事により対象となる項目	14 その他()	
		工事により対象となる項目	15 その他()	
該当すれば評価する項目		16 現場代理人が常駐していない。		
該当すれば評価する項目		17 主任技術者・監理技術者が建設業法に基づいた技術上の指導監督の職務が誠実になされていない。		
該当項目合計		0	該当項目が90%以上 a 技術者が適切に配置されている	
評価対象項目		0	該当項目が80%以上 90%未満 ... b 技術者がほぼ適切に配置されている	
評価値			該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない	
評 定	c	該当項目が60%未満 d 技術者の配置がやや不備である		
評 点	0	e 技術者の配置が不備である		
●「16～17」の項目で一つでも該当あればd、二つあればeとする				

評価項目	細目	監督員	評価対象項目	
2. 施工状況	I. 施工管理	評価必須項目	1 施工計画書と現場施工方法が一致している。	
		評価必須項目	2 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。	
		評価必須項目	3 施工計画書が契約日から30日以内（工事の着手前まで）に提出され、所定の項目が記載されるとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。	
		評価必須項目	4 使用材料、機器の使用及び調達計画、資料の整理及び確認がなされ管理されている。	
		評価必須項目	5 材料検収を実施している。	
		評価必須項目	6 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。	
		評価必須項目	7 日常の品質管理が適時、的確に行われている。	
		評価必須項目	8 現場内での整理整頓が日常的になされている。	
		評価必須項目	9 段階確認及びその報告が適時、適確に行われていることが書面で確認できる。	
		評価必須項目	10 工事記録の整備が適時、的確になされている。	
		評価必須項目	11 監督員から施工管理について、口頭や文書により指摘事項がなかった。また、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	
		工事により対象となる項目	12 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は、確認を行い施工がなされている。	
	工事により対象となる項目	13 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫が見られる。		
	工事により対象となる項目	14 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。		
	工事により対象となる項目	15 建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切になされている。		
	工事により対象となる項目	16 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。		
	工事により対象となる項目	17 特定建設作業実施届を環境保全課に提出している。		
	担当課による 加点評価項目	工事により対象となる項目	18 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	19 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	20 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	21 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	22 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	22 その他（ ）	
		該当すれば評価する項目	23 設計図書と適合しない箇所があり、再三改善指示を行った。	
		該当すれば評価する項目	24 施工計画書が工事着手前に提出されていない。	
		該当すれば評価する項目	25 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。	
		該当すれば評価する項目	26 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から再三改善指示を行った。	
		該当項目合計	0 a
		評価対象項目	0	該当項目が80%以上 b 施工計画が適切である
		評価値		該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない
		評定	c	該当項目が60%未満 d 施工計画がやや不備である
		評点	0	e 施工計画が不備である
	●「23～26」の項目で一つでも該当あればd、二つあればeとする			
	II. 工程管理	I. 工程管理	評価必須項目	1 工事全般にわたり、各工程の管理を行っている。
			評価必須項目	2 積極的に各段階での調整を行い、工程の維持に努めた。
			評価必須項目	3 現場条件変更への対応が積極的で処理が早く、又地元調整(施設関係者含む)を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。
			評価必須項目	4 定められた作業時間の遵守に努めた。
			評価必須項目	5 休日の作業が少なく、余裕をもって工期内に完成した。
			評価必須項目	6 監督員から工程管理について口頭や文書により指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。
			工事により対象となる項目	7 工程表の内容が検討され、関連工事との調整もよく充実している。
工事により対象となる項目			8 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。	
担当課による 加点評価項目			工事により対象となる項目	9 その他（ ）
			工事により対象となる項目	10 その他（ ）
			工事により対象となる項目	11 その他（ ）
			工事により対象となる項目	12 その他（ ）
		工事により対象となる項目	13 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	13 その他（ ）	
		該当すれば評価する項目	14 自主的な工程管理がなされず、監督員から再三改善指示を行った。	
		該当すれば評価する項目	15 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（ただし本市の事情によるものを除く）	
		該当項目合計	0	該当項目が90%以上 a 工程管理が非常に優れている
		評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 ... b 工程管理が適切である
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない	
	評定	c	該当項目が60%未満 d 工程管理がやや不備である	
	評点	0	e 工程管理が不備である	
●「14」の項目に該当すればd、「15」の項目に該当すればeとする				

評価項目	細目	監督員	評価対象項目	
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	評価必須項目	1 工事現場における保安設備等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。	
		評価必須項目	2 監督員から口頭や文書により、安全対策について指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	
		工事により対象となる項目	3 災害防止（工事安全）協議会を設置し、1回/月以上活動している。	
		工事により対象となる項目	4 店社パトロールを1回/月以上実施している。	
		工事により対象となる項目	5 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。	
		工事により対象となる項目	6 安全教育・訓練等を適時、的確に実施している。	
		工事により対象となる項目	7 安全巡視、会議、訓練等を実施している。	
		工事により対象となる項目	8 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映されている。	
		工事により対象となる項目	9 過積載防止に積極的に取り組んでいる。	
		工事により対象となる項目	10 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。	
		工事により対象となる項目	11 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。	
		工事により対象となる項目	12 仮設材について、設置後の点検及び管理が実施されている。	
		工事により対象となる項目	13 仮設材について、組立完了時や使用中の点検及び管理が実施されている。	
		担当課による 加点評価項目	工事により対象となる項目	14 その他（ ）
			工事により対象となる項目	15 その他（ ）
			工事により対象となる項目	16 その他（ ）
			工事により対象となる項目	17 その他（ ）
			工事により対象となる項目	18 その他（ ）
			該当すれば評価する項目	19 監督員から再三改善指示を行った。
			該当すれば評価する項目	20 事故をした。
		該当項目合計	0	該当項目が90%以上 …………… a 安全対策を適切に行った
		評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 …… b 安全対策をほぼ適切に行った
		評価値		該当項目が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない
		評 定	c	該当項目が60%未満 …………… d 安全対策がやや不備であった
		評 点	0	e 安全対策が不備であった
	<p>●評価対象項目数が3項目で該当項目が2以上の場合、評価対象項目数が2項目以下で該当項目が1以上の場合はc評価、評価対象項目数が7項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。</p> <p>●「19」の項目に該当すればd、「20」の項目に該当すればeとする</p>			
	Ⅳ.対外関係	Ⅳ.対外関係	評価必須項目	1 工事施工にあたり地元（施設関係者等を含む）との適切な折衝及び調整を行った。
評価必須項目			2 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった、また苦情によるトラブルが少なかった。	
評価必須項目			3 監督員から口頭や文書により、対外関係について指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	
工事により対象となる項目			4 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整し、トラブルの発生がない。	
工事により対象となる項目			5 苦情に対する的確に対応し、良好な対外関係であった。	
工事により対象となる項目			6 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している	
担当課による 加点評価項目			工事により対象となる項目	7 その他（ ）
			工事により対象となる項目	8 その他（ ）
			工事により対象となる項目	9 その他（ ）
			工事により対象となる項目	10 その他（ ）
		工事により対象となる項目	11 その他（ ）	
		該当すれば評価する項目	12 請負者の対応による苦情が多い、また対応が悪くトラブルがあった。	
		該当すれば評価する項目	13 監督員から再三改善指示を行った。	
		該当すれば評価する項目	14 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。	
		該当項目合計	0	該当項目が90%以上 …………… a 対外関係が適切であった
		評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 …… b 対外関係がほぼ適切であった
		評価値		該当項目が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない
	評 定	c	該当項目が60%未満 …………… d 対外関係がやや不備であった	
	評 点	0	e 対外関係が不備であった	
<p>●評価対象項目数が2項目以下で該当項目が1以上の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合には該当項目90%以上でもb評価とする。</p> <p>●「12、13」の項目のうち一つでも該当すればdとする ●「14」の項目に該当すればeとする</p>				

評価項目	細目	監督員	評価対象項目	
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	評価必須項目	1 出来形に関して要求した資料が適切にまとめられており、確認できる。	
		評価必須項目	2 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。	
		評価必須項目	3 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。	
		評価必須項目	4 出来形表または、出来形図と現地計測との整合性が一致している。	
		工事により対象となる項目	5 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。	
		工事により対象となる項目	6 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。	
		工事により対象となる項目	7 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。	
		担当課による 加点評価項目	工事により対象となる項目	8 その他（ ）
			工事により対象となる項目	9 その他（ ）
			工事により対象となる項目	10 その他（ ）
			工事により対象となる項目	11 その他（ ）
			工事により対象となる項目	12 その他（ ）
			該当すれば評価する項目	13 監督員から再三改善指示を行った。
			該当すれば評価する項目	14 破壊検査を行った。
		該当項目合計	0	該当項目が90%以上 …………… a 出来形管理が適切であった
		評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 …… b 出来形管理がほぼ適切であった
		評価値		該当項目が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない
		評 定	c	該当項目が60%未満 …………… d 出来形管理がやや不備である
		評 点	0	e 出来形管理が不備である
				●評価対象項目数が4項目以下の場合は該当項目90%以上でもb評価とする。
				●「13」の項目に該当すればd、「14」の項目に該当すればeとする
	II. 品質	I. 出来形	評価必須項目	1 品質管理方法が施工計画書に明確に定められている。
			評価必須項目	2 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。
評価必須項目			3 材料の品質証明が適切である。	
評価必須項目			4 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。	
評価必須項目			5 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
評価必須項目			6 不可視部分の写真記録が適切である。	
担当課による 加点評価項目		工事により対象となる項目	7 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	8 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	9 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	10 その他（ ）	
		該当すれば評価する項目	11 監督員から再三改善指示を行った。	
		該当すれば評価する項目	12 破壊検査を行った。	
		該当項目合計	0	該当項目が90%以上 …………… a 品質管理が適切である
		評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 …… b 品質管理がほぼ適切である
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない	
	評 定	c	該当項目が60%未満 …………… d 品質管理がやや不備である	
	評 点	0	e 品質管理が不備である	
			●「11」の項目に該当すればd、「12」の項目に該当すればeとする	